

施設案の請願(篠田弘作君紹介)

(第一七四六号)

六一 追直船入湖築設の請願(篠田弘作君紹介)(第一七五七号)

六二 漁業法の一部改正に関する請願(石原國吉君紹介)(第一七五九号)

六三 漁船技術員養成事業委託費増額等の請願(鈴木善幸君紹介)(第一七六〇号)

六四 漁業法案に関する公聴会開催の請願外二件(砂間一良君紹介)(第一七八一号)

六五 漁業制度改革に関する請願(砂間一良君紹介)(第一七八二号)

六六 鬼鹿船入湖工事費全額國庫負担の請願(玉置信一君紹介)(第一七八三号)

六七 両津漁港施設拡充に関する請願(風間啓吉君紹介)(第一八〇四号)

六八 久美濱港修築の請願(前尾繁三郎君紹介)(第一八〇五号)

陳情書

一 紀伊水道を瀬戸内海海区より除外の陳情書(和歌山縣議會議長内田安吉)(第五三三三号)

二 新井田川河口に船溜設置の陳情書外一件(山形縣議會議長加藤富之助外七名)(第五五六号)

三 漁業法並びに水産協同組合法の一部改正に関する陳情書(岡山縣水産業會長永井寛次外一名)(第七七号)

四 漁業手形制度実施の陳情書(福岡縣議會經濟常任委員長野田貫造)(第九三三三号)

五 養蠶水産用針金特配の陳情書

(廣島縣牡蠣株式會社取締役社長森澤雄三外六名)(第一二九九号)

六 密漁取締強化に関する陳情書(福岡縣議會經濟常任委員長野田貫造)(第一四七七号)

七 漁業法並びに水産協同組合法の一部改正に関する陳情書(熊本縣天草郡赤崎村松本武六)(第一六五号)

八 紀伊水道を瀬戸内海海区より除外の陳情書外二件(徳島縣知事阿部五郎外四十七名)(第二六一号)

九 八幡濱漁港修築工事継続等の陳情書(八幡濱市長菊地清治外四名)(第四五二二号)

一〇 漁業法改正案に関する陳情書(富山縣定置漁業協會會長大西亮三外一名)(第四六八八号)

一一 漁区拡張に関する陳情書(福岡縣水産煉製品工業協同組合理事長鹿兒島義助)(第五二七号)

〇石原委員長 これより會議を開きます。

水産物の統制改善に関する件、水産常任委員會水産物集荷配給に関する小委員長より報告があります。

〇富永委員 五月十四日に水産常任委員會におきまして、統制撤廃を決議されておるのでありますが、その詳細な内容として、次の通り小委員會で大体きまりましたので、この機会に報告いたしたいと思います。

一、要領

(一) 水産物の統制は原則として撤廃するも、四囲の客觀情勢から直ちに統制撤廃が困難なる場合

は國民大衆の食糧に重要な役割をなす大衆魚並に水産物のみを統制するよう配給制度並に機構等を改善する。

(二) 統制する魚類及び水産物を生産する業者には左の裏付けを絶對的に必要とする。

(イ) 漁業資材及び燃料並に生産資材の確保

(ロ) 漁業並に生産資金の融通

(ハ) 魚價並に水産物價格の適正

(ニ) 關係諸税の軽減

(ホ) 其の他必要な方法を完全に講ずること。

(三) 甲級乙級指定陸揚地を廢し最少限度数の農林省直轄港指定陸揚地を指定し其の陸揚地は地方廳の指定とする。

(四) 統制する水産物のリンク物資は百%になる様特別の措置を講じ、公平に配給し生産の増強を図ること。

二、出荷機關

(一) 出荷機關は鮮魚及び水産製品を出荷する總合機關とする事を原則とするも暫定的に鮮魚及び水産製品の二本建とすることも出来る。

(二) 出荷機關には水産業協同組合及び同連合會にして其の責任を十分果し得る設備及び其他の條件を具備したるものに優先的に指定するを原則とし又は生産者並に出荷業者及び水産業に關係ある者を以て組織する法人にして其の責任を十分果し得る設備及資金、人材等を有するものに指定する。但し既存の機關及び今後指定する機關等には行政指導により生産及び金融其の他を十分考慮し總合出荷機關として能力あるものに整理統合せしむる方策を講ずる。

三、荷受機關

(一) 荷受機關は鮮魚及び水産製品を荷受する總合荷受機關に限定する。

(二) 荷受機關は荷受業者及び漁業者並に水産物の生産者又は之等と關係ある者を以て組織する法人にして、其の責任を十分果し得る荷受能力、設備資金、人材等を絶對的に有する事を條件として指定する。但し既存の機關を行政指導により金融及び荷受能力、其他を十分調査し其の責任を果し得る機關にすみやかに整理統合を必要とする。

四、小賣販賣機關

(一) 小賣販賣機關は鮮魚及水産製品總合販賣機關とし登録制を廢し、衛生取扱上支障なき設備及販賣機能等を有する者の届出により都市町村長が適当と認めるものに營業させる様にする。

(二) 消費者の購入はクーポン制又はこれにかわる適當な方法に依り自己の欲する店舗より購入出来る事とする。

五、割当

(一) 出荷及荷受機關の割当の実施に當つては原則として鮮魚及び水産製品の總合割当制を採用し機動性をもつため其機關の計画の七〇%以内を責任數量として割当する但し水産製品原料の割

当は別途これを考慮する。

(二) 出荷割当責任數量完遂後の殘量は出荷機關の申請により地方長官が指示し出荷を認める。

(三) 農林省直轄港指定陸揚地の出荷機關に対しては農林大臣、其他の陸揚地より六大都市及び海なし縣等に出荷せしむる場合は農林大臣が地方長官に、同長官が出荷機關に出荷先及び數量等を割当指示し、右以外の都道府縣への出荷機關に付ては地方長官に於て割当指示するものとす。

六大都市等の出荷機關は生産者代表消費者代表及び配給業者代表を以て構成する。

(四) 都道府縣の荷受機關に対する荷受割当は右に準ずる。

六、價格

(一) 統制水産物の價格は消費地の末端小賣價格一本建とする。但し荷受分荷機關から遠隔の地区で運搬費其他止むを得ざる経費を要する場合は地方長官の認定した額を加算することが出来る様措置すること。

以上であります。

〇石原委員長 ただいまの富永小委員長の報告に対しまして御質疑はございませんか。――それでは本案を承認して委員會の決議することに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

〇石原委員長 それでは本案はただいま富永委員の報告の通りに決しました。

願はすに審査いたしておりますので、本日は採決いたします。

日程第一ないし第五、第七、第一〇ないし第一三、第一五ないし第一九、第二一ないし第二六、第二九、第三〇、第三六、第四〇、第四二、第四五ないし第四九、第五三、第五六ないし第五八、第六〇、第六一、第六六ないし第六八の各請願は、漁港船だまり修築に関する請願でありますので、これを一括議題として採決いたします。

議題に供しました各請願は採決の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○石原委員長 次に日程第三一、第三八、第四四の各請願は漁船保険制度に関する請願でありますので、一括して議題に供します。

ただいま議題に供しました請願は採決の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めてさよう決します。

○石原委員長 次に日程第五一、第五四、第五九の各請願は漁区拡張に関する請願でありますので、これを一括して議題に供します。

ただいま議題に供しました各請願は、採決の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

○西村(久)委員 異議ではありませんが、もしほかに漁区改正の案が残っておりますならば、それも同様の取扱いを願いたいと思います。

○石原委員長 ただいまの西村君の申出のように取扱うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めさよう決します。

○石原委員長 次に日程第六、第八、第二〇、第二七、第二八、第三二、第三四、第三五、第三七、第五二、第六三の各請願を一括して議題に供します。

ただいま議題に供しました各請願は採決の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めさよう決します。

○石原委員長 残余の日程の各請願は漁業法案に関するものでありまして、でき得る限り請願者の意思を尊重して採決したいのでありますけれども、本法案が可決されないものでありますから、やむを得ずこれを延期をいたします。

○石原委員長 次に陳情書、日程第一ないし第一一を一括議題として採決いたします。日程第一ないし第一一の各陳情書はいずれも委員会において了承するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めさよう決します。

なお本日採決いたしました各請願に對する衆議院規則第八十六條による報告書の件は、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めさよう決します。

○石原委員長 次に漁業法案を日程に上します。富永君。

○富永委員 今度御提案になりました漁業法の精神いかん。その内容等につきましては、全國漁業者が重大な関心を拂つておることはもちろん当然であります。私もこの内容をしさいに検討いたしました場合に、少くもそのねらいどころは大体二つの大きな点に集中されておると思います。一つは生産増強であり、一つは漁業の民主化であると考えられるのであります。

けれども、この生産の増強と漁業の民主化は、少くとも表裏一体の形において推進されて行かなければならぬといふことはもちろんであります。しかしながらこの漁業法を通じて監督いたします点から行きますと、必ずしもこれが並行し推進されるものとは考えられない点が多々あるのであります。この点生産増強と漁業の民主化の二大眼目とする政府の所見を伺いたいと思ひます。

○藤田説明員 今回の漁業制度改革の根本的なねらいは、ただいま御意見のございました漁業生産増強と、漁業の民主化の二大目標であるわけであります。私もこの二大目標としては、漁業生産力の発展という点と、漁業民主化の問題は、やはり同時に解決して行かなければならぬというふうに考えておるのであります。ただ漁業生産力の発展と申しますことは、これはもちろん漁獲絶対量が増加をして行く方向に行くわけでありまして、私どものねらいは、従来の漁業権は、ただ一経営單位

の、つまり個々の権利の生産力ということを考えておるわけであります。私どもの今回のねらいは、一定水面の総合的な高度利用、こういうような見地からこの漁業の生産力の問題を取上げて行きたい。従つてかりに一定の漁業権について見れば、それは若干生産力が低下する場合でありまして、それによつて他の漁業が入れることができ、またそれによつて他の漁業がまた考えられるということによつて、全体としての総合的な生産力が増強する場合であれば、そういうふうな方向をとりたいと考えておるわけであります。これはやはり漁業の民主化と、生産力の問題というものは、具体的な事例にりますと、御説のように非常にむづかしい問題が出て来ることも考えられるのであります。が、やはり私どもの考え方としては、漁業の民主化の基盤の上に、初めて漁業生産力というものが発展し得ると考えるわけであります。これはやはり同時に考えて行きたいと思つております。

○富永委員 ただいまの御答弁によつて、大体今度の漁業法のねらいは二大眼目に集中されるものであり、漁業生産力の発展と漁業の民主化であるといふ点は明らかになつたのであります。が、しからばその漁業法中の一体どういふ点が漁業生産力を発展せしめることに重点が置かれておるか、あるいは漁業法中のどの條項がそこに適合するものであるかという点を、御明示願いたいと思ふのであります。同様にまた漁業法中のどの條項が漁業の民主化をはかる上において、その中心をなしている條項であるかという点をお伺ひたいと思ひます。

○藤田説明員 漁業生産力の増強の問題につきましても、今回の漁業法の改正案では、水面の総合的な高度利用をはかる見地からいたしまして、漁業調整委員会というものを各海区ごとに設置をいたしまして、その調整委員会によつて漁場の総合的な高度利用の計画を立てて行く。そして免許をいたします場合に、従来でございまして、申請者の方からここに漁業権を免許してもらいたいという申請を出して来るわけでありまして、今回はそうでございまして、まず計画を先に立てて、そして大体このこと、ここにこういう漁業権を許したいと思ふというふうに、大体漁業区域を事前に決定いたしました。従つて免許を受けたいという申請者の申請を受け付けて、それが多数ございします場合に、適格性と優先順位という二つの面からこれを判断する。その調整委員会の意見に従ひまして、知事が免許するといふやり方を私どもとしては考えているわけであります。それによつて一定の水面の総合的な高度利用の計画をまず立てて、全体の漁業生産力を上げて行くというふうにもつて参りたいと思つておるわけであります。それに必要な規定が載つていたのであります。

それから漁業の民主化の問題でございしますが、この漁業法だけでは解決し得ない、他の施策と相俟しまして解決をしなければならぬ問題もたくさんあると思ふのであります。大体漁業の民主化の内容はどういうことであるか、これを逆に申しますと、現在唱へられておりますところの、漁村の封建性というものはどういふ点にあるかとい

うことが、問題になると思うのであります。大体私どもの考えておりますものは、封建的な性格のごさいます面は、まず第一に生産面について考えられる。その生産面につきましても問題というものは、沿岸漁業と遠洋漁業とによつて二色にわかれるわけでありま

す。遠洋漁業につきましても、一つは集中排除の問題、つまり不当な企業、集中を避けて行かなければならぬ、できるだけ多数の者に漁業を経営する機会を與えたいというふうな点が、生産面における民主化の問題であらうと考へております。それに関する規定は、指定遠洋漁業の許可の適格性のところに出て来るわけでありま。それからなお経営の民主化の問題、こういうふうな点が取上げられるであらうと思ふのであります。

それから沿岸漁業における問題は、いろいろ複雑な形で現れて来るわけでありま。たとえば大きな経営者と小さな漁業者との問題、つまり大規模に経営されるところの、漁業権に基く経営者と、小づりその他の関連漁業等小さな漁業者との争い、それからまた部落と他の部落との争い、つまりこれは入漁の關係で出て来るわけでありまが、そういうふうな同じ漁業でありましても、部落間の争い、それからまた不在権者、権利だけ持つておりまして、自分で経営するのではなくて、他に貸し付けて、自分はふところ手で一定の利益が上つて行く、そういう点を排除して行き、これを解決して行くという問題が、いわゆる生産面における民主化の問題であらうと思ふのであります。これに関する方針、たとえば將來において優先順位と適格性によりまし

て、原則としてみずから経営するものに與えるという原則は、その方から来るものでありまして、さらに漁業調整委員会というものが、こういうふうな問題を具体的に解決することになるであらうと思つております。

それからもう一つの問題は、労働面における民主化の問題であります。これはある地方において一つの大きな漁業権を持つており、そしてその漁業権者に雇傭されることによつてでない、生計が維持されない、そういうふうな場合においては、その雇傭關係といふものが、それによるにあらずんば生計できないという拘束からい

たしまして、非常にきびしい身分的隷屬關係を伴う場合があるのであります。そういうふうな点について、合理的な契約關係にこれを持つて行くといふことが必要であらうと思ふ。それとつまり雇傭關係に伴う身分的な隷屬關係といふものを改善して行く。それはどこに現れておるか申しますと、漁業の優先順位、漁業免許の優先順位について、地元漁民その他これによつて生計を営んでおるところの従業者の立場といふものをいろいろ勘案いたしまして、漁業権者を決定するといふ方式に現れておるわけでありま。なお次に流通面における問題でございま。漁村は御承知のように從來非常に資金等みずから得るものが少いのでありまして、他にこれを求めなければならぬという点からいいたしまして、商業資本でありますとか、あるいは高利貸資本といふものが極度に漁村に入つて來ておる。ことに最近の金詰まりからいいたしまして、そういうふうな傾向がまたもどつて來ておるわけ

あります。こういうふうな商業資本あるいは高利貸資本が漁業を支配する。こういうふうな關係に相なつております点をできるだけ排除する。この問題は漁業法自身だけでは解決できないのでありまして、一方協同組合の確立の問題、他方金融制度に関する機構の確立の問題、こういうふうなものと伴ひまして、流通面におけるところの民主化の問題をやつて行かなければならぬ、さように思ふわけでありま。なおそのほかに、たとえば漁村の生活の面につきましても、本家、分家というやうなことで、非常に身分的な差別待遇といふものが、まだ漁村に残つておるわけだ。そういうふうなものを漸次ほぐして行くといふことが、漁業権の免許を通じて、あるいは漁業調整の方式を通じて措置して行かなければならぬと考へております。

さらにまた行政面におきまして從來の免許許可をいたしますやり方は、行政官廳が一方的な自由裁量によつて、許可許さないといふことを決定する、行政官廳の官吏のいわば独善的な判断でやるといふやうな非難もよく受けておると思ひます。そういうふうな点からいいたしまして、免許許可をいたします場合にも、行政の運用面の民主化といふことを考へなければいかぬ。つまり漁業調整委員会といふものをつくりまして、それによつてその意見を十分考へてやつて行く。免許の権限はやはり知事にあるわけでありますけれども、それに至るまでに十分調整委員会の意見を聞き、さらにこの漁業法の規定中、こういうふうな場合は免許しなればならぬ、あるいはまたこういうふうな條件でやるといふふうなきめ

方が、事ここまかに規定されておるわけでありま。そういうふうなやり方で、この行政面のやり方を民主化する。ことによつて、漁業の民主化をはかる。大体私どもの考へておりますのは、そういうふうな五つの面から漁村の民主化をはかりたいと考へております。

○富永委員 ただいまの御説明を伺ひましても、漁業の実体は内容がきわめて複雑であるといふことは、当局においても十分御認識されておるものと考へられるのであります。これを今度は漁業法の制定によつて一挙に解決しようとするのでありますから、非常に大きな混乱が起きるだらうといふことは、想像にかたくないと思ふのであります。そしてまた、その生産力の増強と漁業の民主化とは、よほど手ぎわよくさばかれない限り、逆効果を來すおそれ非常に大きいといふことも、うなずかれるものであることは、当局もよく認識されておるところだらうと思ふのであります。漁業生産力の増強という眼目に対しては、調整委員会のお述べに相なり、御説明くださったが、長年の間、いわゆる数十年もかかつて、先覺、知識経験者がこしらへ上げた今日の実情を御破算にして、ただ調整委員会のみによつてこれを処置して行かんとするところにも、非常に大きなむらもあるであらうましようし、また必ずしも適正ならざる事態が現出するであらうことも想像されるのであります。従つて今当局の説明せられた内容等につきましても、私どもいろいろ意見を持つものであります。また別の機会に譲ることになしたしまして、私の質問を一應終ります。

○二階堂委員 ただいまの富永委員の質問に関連いたしておるのであります。が、本法案の目的とするところは、要するに漁業の民主化ということにあるわけでありま。しかしながら、この漁業の民主化といふものを期するためには、あくまでも金融の裏づけが絶対に必要ではなからうかと考へるのであります。先ほど藤田次長も申されましたごとく、今日零細漁民、沿岸漁業者は非常に金融難に陥つておることは御承知の通りであります。ことに復金の融資が杜絶されて参りました今日におきましては、一層さうであります。一面またさういふふうな弱みにつけ込みまして、商業資本あるいは高利貸資本といふものが入り込んで來ておるのであります。結局弱い漁民はこういうものに縛られて行くといふやうな現象が、多々全國の漁村にあるのであります。この金融の問題につきましても、幾たびも本委員会におきまして質問され、また答弁もあつたのであります。が、私はここにさらに次長に對しまして、この民主化の裏づけをなすべき金融の問題につきまして、具体的に、もう一ぺんいかなる考へを持つておられるかといふことを伺ひたいのであります。

○藤田説明員 漁業の民主化の問題は、これは非常に大きい問題でございま。これは提案理由によつてすでに農林大臣からもお話のございましたように、漁業法の実施のみによつて解決する問題ではないのであります。また漁業内部の問題だけでなく、必然的に漁業をめぐつて起るいろいろの他の部面の問題も解決をして、総合的にその施策が強力に推進されて、初め

てこの問題が解決するというふうにか
えるのであります。その大きな問題と
いたしまして、あるわけであり
ますが、金融問題は最もその重要な問
題であると考えられております。金
融についていろいろの問題が取上げら
れておるわけですが、水産金融
と申しましても、これにはいろいろの
異なった対策が必要である。つまり資金
の性質が長期資金もございます。ある
いはまた短期資金もある。それから協
同組合に対する協同組合を通じての零
細漁民の金融もあれば、また会社経営
に対する金融の面もある。そういう
ふうにいる／＼わかれるのでありまし
て、この水産金融の問題というものは、
その問題々々によつて具体的に解
決して行かなければならぬ、こう考
えます。それで本来の協同組合によるこ
ろの金融の問題は、現在機構といた
しましては、いわば農林中央金庫を通
じての金融の道は開かれておるわけ
であります。ただ水産に対する金融が活
発に行われておらない、こういう点
があるわけでありまして、またそれが農
林中央金庫の資金でも、これがなか／＼
やれないわけでありまして、従つて設備
資金に対する問題については、たとえ
ば農林中央金庫の債券を発行して、これ
によつて財源をこしらへまして、その財
源によつて一定の計画に従つて金融を
して行く、こういうやり方が設備資金
の方面ではとられなければならない
というふうに考えております。それから
もう一つ別に、いわば運轉資金、ある
いはまた半長期の資金と申しますか、
あるいは燃料、資材の購入、そういう
ふうな資金につきましては、これは私
どもとして現在考えておりますのは、

従来ございましてこの漁業の手形制
度、こういうふうなものを拡充して参
る方向で解決したい。それには、この
手形制度の裏づけとなるこの問題
といたしまして、漁業の積立金制度と
いうものを考え、それを裏づけといた
しましての手形制度を考えて行きた
い。しかしながら積立金については、
これは一時に積立てができるわけのも
のではございせんから、それまでの
過渡的措置として、何らか日本銀行で
ありますとか、あるいは特殊の銀行か
らの一定の基金をその裏づけとして、
いわゆる保証の基金というものをこ
に設定しまして、それを担保として一
般の銀行から金を借り受ける。この漁
業手形に対して、それを割引いてそう
して信用をつける、こういうふうなや
り方が必要であらうと思ひます。なお
特殊な漁業の部門につきましては、対
日援助見返り資金の問題、あるいは預
金部資金の問題、こういうものにつ
いて、水産資金の額を、できるだけ必要
な数量を確保する、こういうような問
題にならうかと思うのであります。そ
ういうふうにいる／＼分析をいたしま
して、現在進めておるわけでありま
す。対日援助資金及び預金部の資金に
ついては、現に具体的に安本とも相談
をいたしまして交渉をしております。
なお司令部方面へも話が進んでおるわ
けであります。それから漁業の積立金
制度の問題につきましても相当話が進
んで参りまして、具体化して参つてお
ります。なお現在関係方面と今の最後
の固めをして、早く決定したいとい
うことで着々やつておるわけでありま
す。一番遅れておりますのは、率直に
申しますと設備資金に対する融資の方

策であります。たとえば農林中央金とい
うものをどういうふうに持つて行く
か、その問題が一番遅れておるわけ
であります。これは水産だけでもなか
か解決のできない部分でございま
して、農林漁業を通じての一つの新しい
法制をつくらなければならない
い、こういうような関係もございま
す。これについては現在総務局でもい
ろいろ立案中でございます。私どもと
いたしまして、水産の見地からもこ
れが早くでき上るようにならう／＼相
談をしておるわけでありまして、こ
ういふような関係になつております。
○二階堂委員 ただいまの次長の説明
によつて、非常に具体的に明らかにな
つたのであります。政府といたされ
ましても、また当局といたされまし
ても、この金融の問題はきわめて大き
な問題でありますので、できるだけ早
急に最善の努力を拂つていただきま
して、そうして困つております幾多の
漁民の金融問題の解決に、全力を注
いでいただきたいということを要望いた
しておきたいのであります。
○石原委員長 ほかに御質疑がなけれ
ばこの程度でとどめたいと思ひます。
なお漁業権の問題につきましては、明
日、明後日のうちに継続審議のことが
きまらうと思ひます。それと同
時に現地調査の問題もきまらうと思
ひますが、最後の委員会を二十三
日の午前十時から開きまして、そう
してそれらに伴う事務を決定したいと思
ひます。なお現地調査につ
きましては、その希望の箇所並びに方
面等、それ／＼ひとつなるべく明後日ま
でにお申出を願ひたいと思ひます。

本日はこの程度にとどめこれで散会
します。

午後零時四十八分散会

〔参照〕

諸願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年七月二十七日印刷

昭和二十四年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局